

子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	銚子市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	銚子市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年銚子市規則第1号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この規則は、保護者が負担する（子ども）の医療に要する費用（以下「子ども医療費」という。）の全部又は一部を当該保護者に助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの（保健の向上）及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		銚子市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年銚子市規則第1号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項の規定による受給資格及び世帯区分の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号12	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号13	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第11条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第11条第1項の規定による受給資格及び世帯区分の再認定の審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号i	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項の規定による助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第12条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第15条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第15条の規定による届出に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号i	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項第1号

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月04日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	子ども医療費助成関係事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8D%83%E8%91%89%E7%9C%8C%E9%8A%9A%E5%AD%90%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E9%96%A2%E4%BF%82%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=25&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	